

# 兵庫県公報

平成19年5月31日 号 外

発 行 人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 公 告

ページ

○平成19年度当初予算の概要、平成18年度下半期の財政運営の状況

及び地方公営企業の業務状況（財政課） ..... 1

### 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び財政状況の公表に関する条例（昭和39年兵庫県条例第22号）第2条第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成19年度当初予算の概要、平成18年度下半期（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）の財政運営の状況及び地方公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

平成19年5月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## は じ め に

この財政のあらましは、県財政の状況をお伝えすることによって、県財政の実態と県の諸施策について県民の皆様に御理解をいただき、県政の発展について御協力をお願いするため、毎年2回定期に公表を行っているものです。

今回は、平成19年度当初予算の概要、平成18年度下半期の財政運営の状況及び県有財産等の状況並びに県の経営する公営企業の業務状況など県財政の現況と動向について説明します。

## 目 次

○一般会計及び特別会計の財政状況 .....	4
第1 平成19年度当初予算の概要 .....	5
1 平成19年度当初予算のポイント .....	5
2 一般会計歳入歳出予算の概要 .....	7
(1) 予 算 の 規 模 .....	7
(2) 歳         入 .....	8
(3) 歳         出 .....	9
3 特別会計歳入歳出予算の概要 .....	16
4 参考資料 .....	17
(1) 新たな行財政構造改革への取組み .....	17
(2) 平成19年度の重点事業 .....	20
(3) 県民1人あたりの予算 .....	21
第2 平成18年度下半期の財政運営の状況 .....	22
1 平成18年度予算の補正状況 .....	22
2 平成18年度予算の執行状況 .....	26
第3 県債、一時借入金及び県有財産の状況 .....	29
1 県 債 の 状 況 .....	29
2 一時借入金の状況 .....	33
3 県有財産の状況 .....	34
○公営企業の業務状況 .....	36
1 水道用水供給事業 .....	37
2 工業用水道事業 .....	41
3 電 気 事 業 .....	45
4 水源開発事業 .....	48
5 地域整備事業 .....	50
6 企業資産運用事業 .....	56
7 病 院 事 業 .....	59

## 一般会計及び特別会計の財政状況

## 第1 平成19年度当初予算の概要

### 1 平成19年度当初予算のポイント

#### ◎ 予算編成の基本方針

本県は、これまで、平成16年2月に策定した「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」に基づき財政運営を行ってきましたが、三位一体改革等に伴い地方交付税が大幅に削減されたことなどの外的要因により、見込み以上の収支不足が生じてきたため、ここ数年、「後期5か年の取組み」に基づく県債の追加発行、県債管理基金の活用等に加え、退職手当債の発行、公営企業会計からの借入という特別な対策を講じなければ予算を編成し得ないという状況にあります。

このうち、財源対策として活用していた県債管理基金残高は、平成17年度から満期一括債の償還が本格的にはじまったこともあり大幅に減少し、もはや多額の収支不足に対応できない状況になってきています。

また、平成18年度から地方債が許可制から協議制へ移行するに際して、起債制限比率に替わる公債費管理の新指標として、毎年度の公債費の他に、県債管理基金の残高等にも着目して計算される実質公債費比率が設けられました。本県は阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業に、そして三位一体改革等に伴う地方交付税の大幅削減による収支不足対策に県債管理基金を活用してきたため、その残高不足が響いて、実質公債費比率は平成17年度決算で19.6%と、全都道府県の中でワースト3位となりました。

地方財政を取り巻く厳しい環境の下で、通常の財政運営を行っている中では、県債管理基金残高の急速な回復は期待できず、今後起債が制限される25%を超える可能性があります。更に総務省において検討中の再生法制でも、実質公債費比率が財政健全性の判断指標として用いられることが確実視されており、県債管理基金残高を回復することが急務となっています。

このような中、平成19年度予算編成にあたっては、可能な限り収支不足額を抑制するため、前年度の見直しを踏まえた更なる見直しに取り組むこととしました。

そのため、行財政全般にわたり、

- ① 繼続事業のうち、過去3か年に事業内容の見直しを行っていない事業は、一旦廃止し、その上で必要性を検証
- ② 人件費、起債の元利償還金等、事業に係る総コスト及びその便益を把握・比較し、費用対効果の低い事業は廃止し、その上で事業の効率性等を検証

- ③ 三位一体改革で税源移譲された事業は、国庫補助制度と同様の事業内容を漫然と継続するのではなく、廃止も含め制度を再検証
  - ④ 参画と協働の推進による「新しい公」をはじめとする民間と県との役割分担を踏まえ、民間で実施できる事業は廃止し、その上で県として実施すべき事業を検証
  - ⑤ 指定管理者制度に係る公募施設の拡大、民間事業者等へのアウトソーシングの拡充など、民間活力を活用すべき事業を検証
  - ⑥ 市町合併に伴い市町の規模が拡大したことから、県と市町の役割分担を踏まえ、市町でできる事業は廃止し、県として実施すべき事業を検証
- という、6つの視点を踏まえた抜本的な見直しを行い、不要・不急の事業は廃止・中断するなど、スクラップアンドビルトを徹底し、対前年度事業数の減少、県債発行の抑制に努め、施策の“選択と集中”に精力的に取り組むことにより、限られた財源の重点化を図りました。

また、実質公債費比率については、県内部の特定目的基金や県関係団体の特定目的基金等を県債管理基金へ積み立て、基金残高の回復を図る緊急対策を平成18年度2月補正で実施することとしました。

これらの取組みをもとに、平成19年度の県政は、国体を契機に広がった参画と協働を基本理念に据え、県民本位、生活重視、現場主義のもと、「元気な兵庫」、「安心な兵庫」、「安全な兵庫」、「信頼の兵庫」を4つの基調とし“美しい兵庫”を目指して取り組んでいくこととします。

## 2 一般会計歳入歳出予算の概要

### (1) 予算の規模

予算規模は、一般会計予算で、2兆883億円、平成18年度当初予算に比べ、100.7%となりました。

このうち、公債費、税交付金を除いた政策的経費である「一般歳出」は、対前年度比97.8%となっています。

また、特別会計及び公営企業会計を加えた全会計では、3兆6,058億円で、対前年度比102.3%となりました。（第1表及び第1図参照）

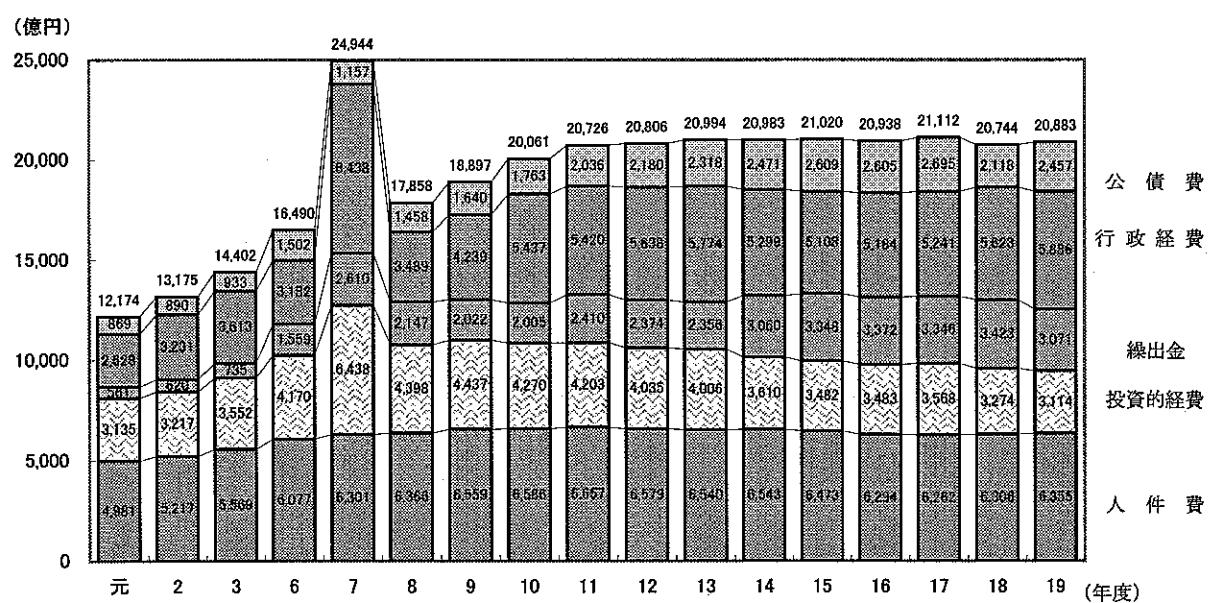
第1表 予算の規模

（単位 百万円、%）

区分	平成19年度当初 A	平成18年度当初 B	増 (A-B)	減	A/B
一般会計	2,088,330	2,074,433	13,897		100.7
うち一般歳出	1,635,091	1,671,506	△ 36,415		97.8
特別会計	1,319,081	1,254,671	64,410		105.1
公営企業合計	198,380	195,804	2,576		101.3
合計	3,605,791	3,524,908	80,883		102.3

\*一般歳出：公債費、税交付金を除いた政策的経費の合計

第1図 一般会計当初予算の推移（歳出）



\*平成7年度は6月補正後

## (2) 歳 入

歳入予算の内訳は第2表のとおりで、県税や使用料・手数料のように県が自ら賦課徴収できる収入（いわゆる「自主財源」）の比率が65.2%で、前年度当初予算に対し7.4%増加しました。

第2表 歳入予算の内訳

(単位 千円、%)

区分	平成19年度		平成18年度		A/B
	予算額A	構成比	予算額B	構成比	
1 県 税	750,900,000	36.0	593,700,000	28.6	126.5
うち現行制度分	664,013,000	31.8	593,700,000	28.6	111.8
うち税源移譲分	86,887,000	4.2	—	0.0	皆増
2 地方消費税清算金	109,400,000	5.2	100,482,000	4.9	108.9
3 地方譲与税	5,472,000	0.3	101,256,000	4.9	5.4
うち所得譲与税	—	0.0	95,789,000	4.6	皆減
4 地方特例交付金	4,838,000	0.2	4,945,000	0.2	97.8
5 地方交付税等	335,405,000	16.1	388,768,000	18.7	86.3
うち地方交付税	289,100,000	13.9	337,800,000	16.3	85.6
うち臨時財政対策債	46,305,000	2.2	50,968,000	2.4	90.9
6 交通安全対策特別交付金	2,053,000	0.1	2,017,000	0.1	101.8
7 分担金及び負担金	11,692,791	0.5	11,798,044	0.6	99.1
8 使用料及び手数料	27,941,135	1.3	28,700,043	1.4	97.4
9 国庫支出金	183,129,576	8.8	187,270,777	9.0	97.8
10 財産収入	2,083,657	0.1	3,348,042	0.2	62.2
11 寄附金	156,002	0.0	241,236	0.0	64.7
12 繙入金	361,488,280	17.3	363,731,167	17.5	99.4
13 繙越金	1,000	0.0	1,000	0.0	100.0
14 諸収入	97,736,229	4.7	93,975,691	4.5	104.0
15 県債(臨時財政対策債を除く)	196,033,330	9.4	194,199,000	9.4	100.9
合 計	2,088,330,000	100.0	2,074,433,000	100.0	100.7
一般財源	1,161,764,000	55.6	1,140,201,000	55.0	101.9
自主財源	1,361,399,094	65.2	1,195,977,223	57.8	113.8

※臨時財政対策債は、地方財政対策として地方交付税から振り替えられたもので、後年度全額が交付税措置されるため、地方交付税等として整理した。

## (3) 歳出

○ 平成19年度一般会計歳出予算の性質別内訳は第3表のとおりです。

第3表 歳出予算の内訳(性質別)

(単位 千円、%)

区分	平成19年度		平成18年度		A/B
	予算額A	構成比	予算額B	構成比	
I 人件費	635,506,223	30.4	630,593,839	30.4	100.8
(1) 職員給等	569,106,223	27.2	574,237,839	27.7	99.1
(2) 退職手当	66,400,000	3.2	56,356,000	2.7	117.8
II 行政経費	588,652,702	28.2	562,343,883	27.1	104.7
III 投資的経費	311,383,598	14.9	327,414,383	15.8	95.1
(1) 普通建設事業費	300,314,197	14.4	313,071,995	15.1	95.9
(2) 補助事業	122,922,724	5.9	127,652,610	6.2	96.3
(3) 単独事業	148,310,512	7.1	154,710,386	7.4	95.9
(4) 国直轄負担金	29,080,961	1.4	30,709,049	1.5	94.7
(2) 災害復旧事業費	11,069,401	0.5	14,342,388	0.7	77.2
IV 公債費	245,719,296	11.8	211,802,768	10.2	116.0
V 繰出金	307,068,181	14.7	342,278,127	16.5	89.7
合計	2,088,330,000	100.0	2,074,433,000	100.0	100.7

○ 目的別歳出の内訳は第4表のとおりです。

第4表 歳出予算の内訳(目的別)

(単位 千円、%)

区分	平成19年度		平成18年度		A/B
	予算額A	構成比	予算額B	構成比	
1 議会費	3,033,047	0.1	3,050,486	0.2	99.4
2 総務費	286,752,785	13.7	261,906,551	12.6	109.5
3 民生費	196,739,251	9.4	190,070,772	9.2	103.5
4 衛生費	48,021,224	2.3	50,158,879	2.4	95.7

5 労 働 費	6,377,091	0.3	6,442,520	0.3	99.0
6 農 林 水 産 費	74,671,895	3.6	79,203,901	3.8	94.3
7 商 工 費	281,058,562	13.5	318,945,980	15.4	88.1
8 土 木 費	289,742,114	13.9	286,676,349	13.8	101.1
9 警 察 費	146,994,981	7.0	146,589,958	7.0	100.3
10 教 育 費	497,143,378	23.8	504,242,448	24.3	98.6
11 災 害 復 旧 費	11,076,876	0.5	14,342,388	0.7	77.2
12 公 債 費	245,719,296	11.8	211,802,768	10.2	116.0
13 予 備 費	1,000,000	0.1	1,000,000	0.1	100.0
合 計	2,088,330,000	100.0	2,074,433,000	100.0	100.7

次に、歳出予算のうち主なものを説明します。

#### ① 人 件 費

- ・ 警察官の政令定数の増130人、教職員の法定数の増128人という増要素があるものの、定員の適正配置により定数を290人削減したことや、退職者の増に伴う給与単価の減等により、職員給等は対前年度比0.9%減の5,691億円となっています。
- ・ 一方、定年退職者の増により退職手当は約100億円増の664億円となったことから、全体では対前年度比0.8%増の6,355億円を計上しました。（第5表参照）

第5表 人 件 費

(単位 百万円、%)

区 分	平成19年度 A	平成18年度 B	増 減 (A - B)	A/B
職 員 給 等	569,106	574,238	△ 5,132	99.1
退 職 手 当	66,400	56,356	10,044	117.8
合 計	635,506	630,594	4,912	100.8

#### ② 行 政 経 費

「行財政構造改革推進方策後期5か年の取組み」も踏まえ、行財政全般にわたり、①費用対効果など事業の効率性、②民間と県との役割分担、③民間活力の導入、④市町と県との役割分担、⑤税源委譲事業の検証、⑥事業創設後3か年経過事業の必要性、の6つの見直し基準のもと、既存事業についての見直しを行いました。

この結果、1,634事業について見直しを行い、285億円の整理合理化を行いました。  
(第6表参照)

第6表 行政経費

(単位 件、百万円)

区分	廃止		縮小		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
費用対効果	80	3,153	307	5,433	387	8,586
民間との役割分担	8	53	11	359	19	412
民間活力の導入	2	17	12	292	14	309
市町との役割分担	9	113	22	148	31	261
税源移譲の再検証	5	18	18	42	23	60
3年経過継続事業	234	11,925	926	6,946	1,160	18,871
合 計	338	15,279	1,296	13,220	1,634	28,499

### ③ 投資的経費

地方財政計画において、投資事業が抑制されるなか、本県の厳しい財政状況や震災復興の課程での多額の投資を行ってきたことも踏まえつつ、市町合併への支援、耐震化の推進など、本県の実情を踏まえた必要不可欠な事業を選択的・重点的に実施することとした結果、投資補助事業1,483億円（対前年度比96.0%）、投資単独事業（対前年度比95.9%）と、地方財政計画の伸率を下回る規模に抑制しました。

なお、現下の中小企業の状況に鑑み、執行にあたっては引き続き中小企業への発注に意を用いることとします。（第7表及び第2図参照）

## 第7表 投資的経費

(単位 百万円、%)

区分	平成19年度当初 A	平成18年度当初 B	A/B
投資補助事業	152,004	158,362	96.0
投資単独事業	148,310	154,710	95.9
合併支援道路整備等	8,900	8,400	106.0
県立学校耐震改修	10,000	10,000	100.0
その他の	129,410	136,310	94.9
合 計	300,314	313,072	95.9

※投資補助事業には、国直轄負担金を含む

※合併支援道路整備等：合併支援道路整備事業、都市近郊道路整備事業、地域生活道路緊急整備事業

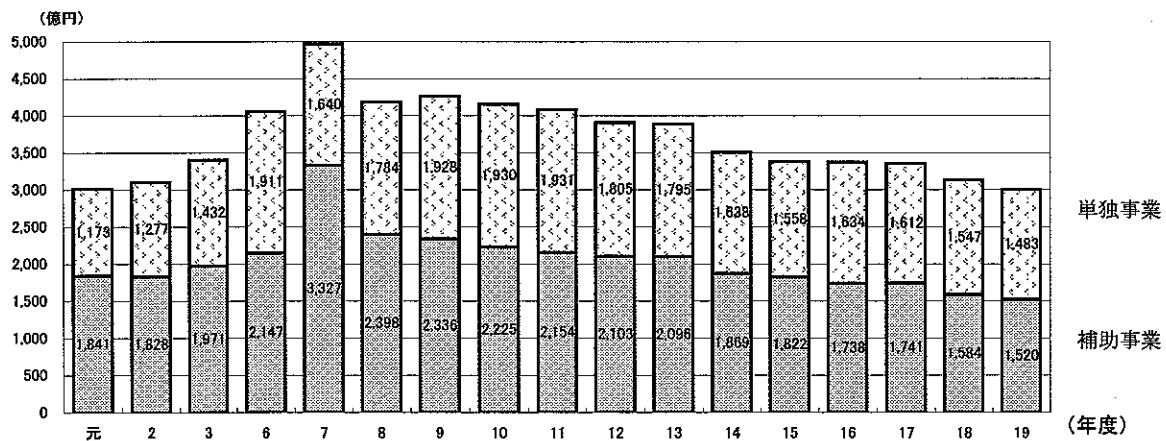
## (参考) 地方財政計画、国の公共事業関係費の伸率

(単位 %)

区分	平成19年度	平成18年度	平成17年度
地方財政収支見通し	投資補助	98.5	96.7
	投資単独	(97.0) 85.1	(96.8) 91.8
国の公共事業関係費	96.5	95.6	96.4

※投資単独の上段( )は一般行政経費との一体的規模是正前ベース

## 第2図 投資的経費の推移(当初予算ベース)



## (参考) 官公需契約に係る中小企業への発注率の状況

(単位 %)

区分	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度
全体発注率	79.7	79.2	75.9	75.4	75.4
うち工事	76.0	75.9	73.0	71.9	69.9

※平成17年度までは実績、平成18~19年度は目標

## ④ 公債費

平成18年度末が休日であることに伴い、平成18年度の簡保資金の償還日が翌営業日（平成19年度）となることの影響により218億円の増となったこと、平成15年度に発行した臨時財政対策債1,027億円の元金償還が開始されることにより、前年度を339億円上回る2,457億円（対前年度比116.0%）を計上しています。

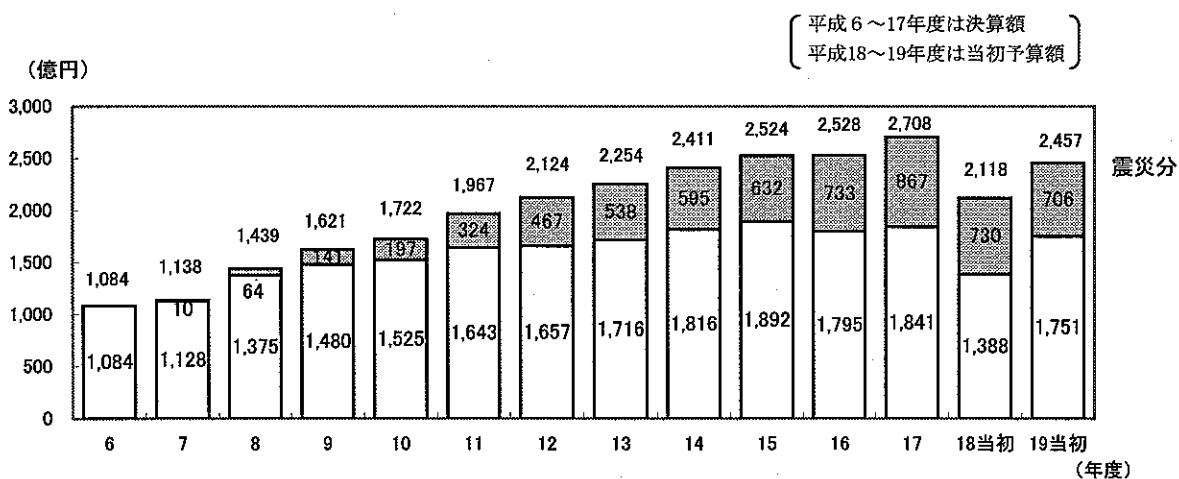
なお、阪神・淡路大震災からの復旧・復興に係る公債費は約706億円となっています。  
(第8表及び第3図参照)

第8表 公債費

(単位 百万円、%)

区分	平成19年度当初 A	平成18年度当初 B	増減 (A-B)	A/B
公債費	245,719	211,803	33,916	116.0

第3図 公債費の推移



### ア 起債制限比率

本県の起債制限比率は、阪神・淡路大震災からの復旧・復興に係る公債費がピークとなる平成16年度に14.1%に上昇した後、減少傾向となっています。

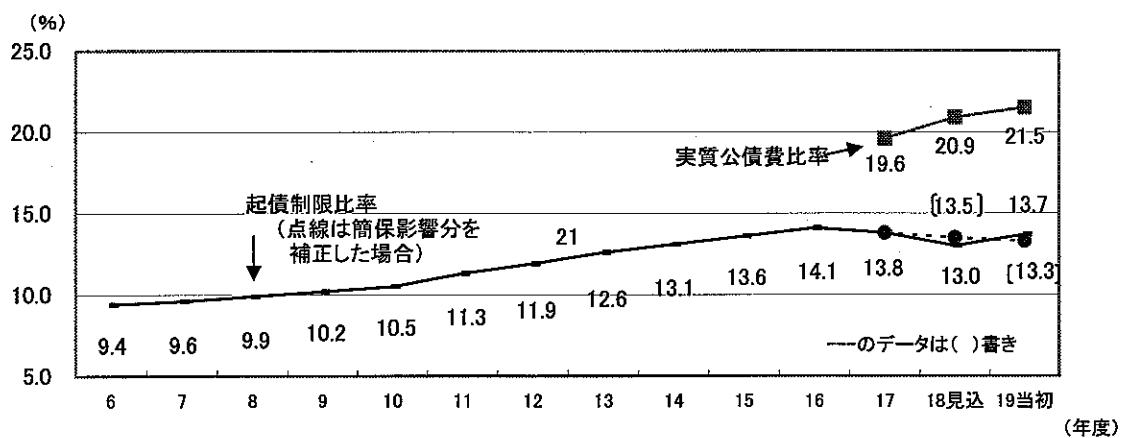
なお、平成18年度が13.0%、平成19年度が13.7%と前年度比で0.7ポイント上昇していますが、これは、平成18年度の簡保資金の償還日が翌営業日（平成19年度）となることの影響により、公債費が218億円の増となつたことによるものであり、この影響を補正すると、対前年度比0.2ポイント減の13.3%となります。

### イ 実質公債費比率

平成17年度決算から導入された実質公債費比率は、平成19年度の公債費が339億円増加することにより、0.6ポイント上昇し、21.5%となると見込まれます。

なお、各基金等から県債管理基金へ約1,500億円積み立てたこと等により、県債管理基金残高を約1,800億円回復したことで、実質公債費比率は単年度で4.0ポイント改善しています。

第4図 起債制限比率（一般会計）と実質公債費比率（普通会計）の推移



(参考)

「行財政構造改革推進方策」による起債制限比率の計画目標と実績（一般会計）

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
計画目標	11.3	12.5	13.6	14.7	14.2	14.8	15.1	15.0	15.1	15.3
実 績	11.3	11.9	12.6	13.1	13.6	14.1	13.8	-	-	-

[注]

#### ○起債制限比率

起債の発行許可制限に係る指標で、20%を超えると一部の起債の発行が制限されます。

○実質公債費比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と、許可を要する団体の判定に用いられるもの。18%以上となる団体については、起債に当たり許可が必要となります。

### 3 特別会計歳入歳出予算の概要

特別会計は、特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充てる等、一般歳入歳出と区別して経理する必要がある場合に、条例でこれを設置するものですが、本県におけるこれらの会計の平成19年度予算は第9表のとおりです。

平成19年度におけるこれらの歳入歳出の総額は、それぞれ1兆3,191億円で、前年度当初予算額を5.1%上回りました。

第9表 特別会計予算の概要

(単位 千円、%)

区分	平成19年度 A	平成18年度 B	A/B
県行造林事業	29,308	29,347	99.9
港湾整備事業	3,589,540	3,189,810	112.5
公共事業用地先行取得事業	25,787,305	25,748,452	100.2
県営住宅事業	40,057,856	36,951,601	108.4
勤労者総合福祉施設整備事業	7,916,573	6,538,858	121.1
流域下水道事業	34,423,154	34,602,952	99.5
公用自動車管理	372,563	357,892	104.1
公債費	633,963,767	512,160,199	123.8
自治振興助成事業	1,814,170	2,449,300	74.1
母子寡婦福祉資金	386,448	389,700	99.2
産業開発資金	543,863,835	618,461,011	87.9
農林水産資金	13,632,714	13,792,164	98.8
基 金 管 理	13,244,087	0	皆増
合 計	1,319,081,320	1,254,671,286	105.1

## 4 参 考 資 料

### (1) 新たな行財政構造改革への取組み

#### ○ 実質公債費比率抑制緊急対策（平成18年度2月補正）

本県が阪神・淡路大震災からの復旧・復興等に取り組むために1兆5千億円にのぼる起債を発行し、その公債費等に対して、県債管理基金を約3,000億円活用してきたことが影響し、平成17年度決算で本県の実質公債費比率は全都道府県中ワースト3位の19.6%となり、今後、なんら対策を講じない場合、起債が制限される25%を超える可能性があります。

さらに、総務省において検討中の再生法制でも、実質公債費比率が財政健全性の判断指標として用いられることが確実視されており、本県の実質公債費比率を押し上げている大きな要因である、県債管理基金の残高不足を回復することが急務となっています。

従って、

- ①本県が有している、県債管理基金以外の特定目的基金等、約1,000億円を県債管理基金へ積み立てる。
  - ②これまでに、県が関係団体に支援して設立した特定目的基金等の資金が約470億円あることから、これらについても、今後の各団体の事業運営に支障が生じない範囲内で県債管理基金に積み立てて、残高を回復すると共に一元的に管理・運用することで、効率的・安定的な資金運用を行う。
  - ③県債管理基金残高を出来る限り維持するため、平成18年度の収支不足対策として、公営企業会計からの借入を、平成18年度2月補正で100億円増額し、計200億円とすることで県債管理基金からの一時借用を取り止める。
- こと等により、県債管理基金残高を回復し、実質公債費比率の引き下げを図っています。（第5図参照）